

神戸市公正職務検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 行政の透明性の向上及び公正な職務執行の確保を目的として、不当要求行為や契約業務に関する働きかけ、その他職員の職務執行に対する意見・要望・提言等の働きかけに対して、行政組織として取るべき適切な対応策及び仕組みづくりを検討するため、神戸市公正職務検討委員会を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、学識経験等を有する有識者のうち市長が委嘱する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長は、委員会が必要であると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の公開等)

第4条 委員会は、公開とする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

2 委員会の会議録は、公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、行財政局行政部行政経営課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関する必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月26日より施行する。